

的書面ヲ加賀美所有家屋ノ借家人ニ配布シ同時ニ別記(一)ノ如キ  
要求書ヲ送達經營者加賀美ニ回答ヲ求メタルモ不問ニ付セラレ  
タルヲ以テ五月二十六日別記(二)内容ニヒラテ前記「アパート」附  
近ニ貼付シ嫌ガラヤシヲ為シ一方前記「アパート」ニ「爭議田本部」  
「室料値下期成同盟」等ノ看板ヲ建テ要求事項ノ貫徹ニ強硬ナル  
態度ヲ示シ一同別記(四)趣意書ヲ前記「アパート」並ニ其附近居住  
者ニ配布スル等借家紛議ニ介在相當活潑ナル活動ヲナレツハアリ  
右及申(通)報候也



別記(一)

突如書信を以て決裂し予予て神承知之事と思ひますが神樂坂アパート分敷内  
居住者の五家族は經營者加賀美の兵衛ヲ為に突如街頭に放り出されんとす悲  
慥に直而目下是が対策に奮心し極力此の横暴なる困業家主を社会正義の前  
敵と認めし弱々者と雖正義の旗を世に斬はんとしつあるもつて此の  
以容を熟知せしれたい方もありませうと思ひますから一應檢察を述べて見ます  
五月四日附内容証明書信(別紙寫封)を以て事前何等の相談もせず而立退時  
きの通告をして来ました。是は要求もなく命令と等しい通告です而も立退時  
日五月十五日を指定してありませうか通告時より僅々十一日や三三から引越  
が出来るか出来まいか常識で考へても余りに明白な事柄で是は明かち引越  
たいと誰か言ひ得ませう。神承知が知れども分敷内居住者は女子供が主で  
此旨が知れども知らず前章と不安と向に十日間は過ぎて所納銀等の勝手にか  
た日限の十五日には電灯を切り家主は電灯料三月分を出し滞納して居る次  
水道を止め更に翌十六日早朝居住者の寝居る間にガスを取りはずり暴行を  
し居住者の生活をも脅迫する行為を以て尚恬然たり有様は全く鬼畜に等し  
きモノと言ふべきなりありませう。  
家主加賀美の如何なる人物であらうか既に世の定評ある所を以て今更  
す要はありませんが過日都下各新聞紙上に於てもその片鱗が記載され  
たか彼に對する怨嗟非難の聲は四方に響き流し流す害毒はけり守銭奴と  
色と頑迷に依り愈々不幸の人人を醸成しつあり有様です今回の人非人的  
行為は彼に取つては日常茶飯事の事か知れぬが吾等凡人共に許す事能  
はざるものとして飽くまで應懲らす事に決心し弱々者共々女子供まで  
絡束して此迄に幾多の家室を正義の鎧玉に奪はんとするものありませ  
蓋として別紙の要求書を昨日午前連達を以ては身主及びその老犬を遠